

土地改良の推進に関する決議

我が国の農業・農村は、食料供給のみならず国土保全等の多面的な機能を有し、国民に多くの恵沢をもたらしているが、農業者の減少や高齢化の進行などにより極めて厳しい状況下に置かれている。このような中、土地改良については、農家負担軽減等の制度拡充を図りつつ着実に推進してきたところであり、農地の大区画化・汎用化等を契機に生産性向上や高付加価値化が図られ、地域に後継者が定着するといった事例が全国各地から数多く報告されており、地域振興に資する土地改良の一層の推進を求める声は非常に大きい。

また、世界の社会経済が新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている中で、我が国の食料安全保障確立の観点から、国内生産基盤の強化を図ることが急務であり、農地や農業水利施設等の農業生産基盤の整備を推進し、その有効利用を図っていかなければならない。さらに、農村居住やリモートワーク、農泊といった農村の価値が再評価されており、移住・定住や関係人口の増大を促進できるよう、集落排水施設や農道等の生活インフラの再編整備や都市と遜色のない情報通信環境の整備を加速していく必要がある。

一方、近年、豪雨・地震等の自然災害が激甚化・頻発化しており、本年も九州地方をはじめ各地で農地・農業水利施設等に甚大な被害が生じている。こうした状況下において、過年度災害を含む全国の被災地の一日も早い復旧・復興を図るとともに、農村地域の安全・安心な暮らしを守るため、防災・減災対策を更に強力に推進していかなければならない。加えて、本議員連盟において立案し、先の通常国会において全会一致で可決・成立した「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進していかなければならない。

さらに、昨年の改正土地改良法施行により、土地改良区の体制強化を図るための環境整備が進められているが、土地改良区の組合員が減少する中で、農業構造や営農形態の変化に加え集中豪雨の頻発化等によって、施設の維持管理に係る負担が増大するなど、土地改良区の運営は厳しさを増しており、地域の実態に応じた効果的な支援対策を講じる必要がある。

令和二年度の土地改良予算については、当初予算と前年度補正予算を合わせて六千五百十五億円を確保したところであり、農業者をはじめとする関係者の期待に応えることのできる規模となっているが、事業の新規採択を含め、その計画的な推進のためには、現場のニーズに応えられるよう引き続き当初予算を中心として必要な予算を安定的に確保していかなければならない。

以上を踏まえ、政府に対し、次の事項の実現を強く求める。

記

- 一 土地改良予算については、現場からの強い要請に応えられるよう、令和三年度当初において十分な予算を措置すること。
- 二 令和二年度においても、早急に補正予算を編成して十分な予算を措置し、現場の不安を払拭すること。
- 三 国土強靱化対策については、「防災・減災 国土強靱化のための三か年緊急対策」の規模を前提に、令和三年度以降も内容の充実と予算の大幅な増額を図ること。特に、防災重点農業用ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進するため、制度の充実と十分な予算を措置し、特別の地方財政措置を講じること。
- 四 集中豪雨の頻発化等の影響に鑑み、農業水利施設の維持管理に関する支援を強化すること。

また、改正土地改良法を踏まえ、土地改良区の体制強化に向けた支援措置を十分に講じること。

令和二年九月二十四日